

こどもまんが
こども家庭庁

令和8年度概算要求 （こども誰でも通園制度関係）

令和8年度概算要求額 事項要求（-）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】 一般型又は余裕活用型

【単 価】 内閣府令で定める予定の月の利用可能時間を上限とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。
（予算編成過程において検討）
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の他、必要な加算についても検討する。

実施主体等

【実施主体】
市町村

【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8

令和8年度概算要求額 29億円（29億円）

事業の目的

- 「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るための研修及び課題や問題点等について解決するための手立てや事業等を総合的に展開するためのモデルとなる事例の収集を行うことを目的とする

事業の概要

- （１）子育て支援員研修事業【成育環境課】【保育政策課】 4億円（4億円）
地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための研修を行い、子育て支援員の養成を図る。
＜拡充内容＞
新たに創設されたこども誰でも通園制度に従事する職員として、「市町村長が行う研修を修了した者」が規定されたことを受け、当該市町村長が行う研修として、コースを新たに設け、乳児等通園支援従事者としての子育て支援員の養成を図る。
- （２）職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】 26億円（25億円）
子ども・子育て支援新制度において、様々な子育て支援事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質の向上及び人材確保を行うための各種研修を実施する。
＜拡充内容＞
新たに「ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業」を追加

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 1／2

令和8年度概算要求額 9.4億円（10.3億円）

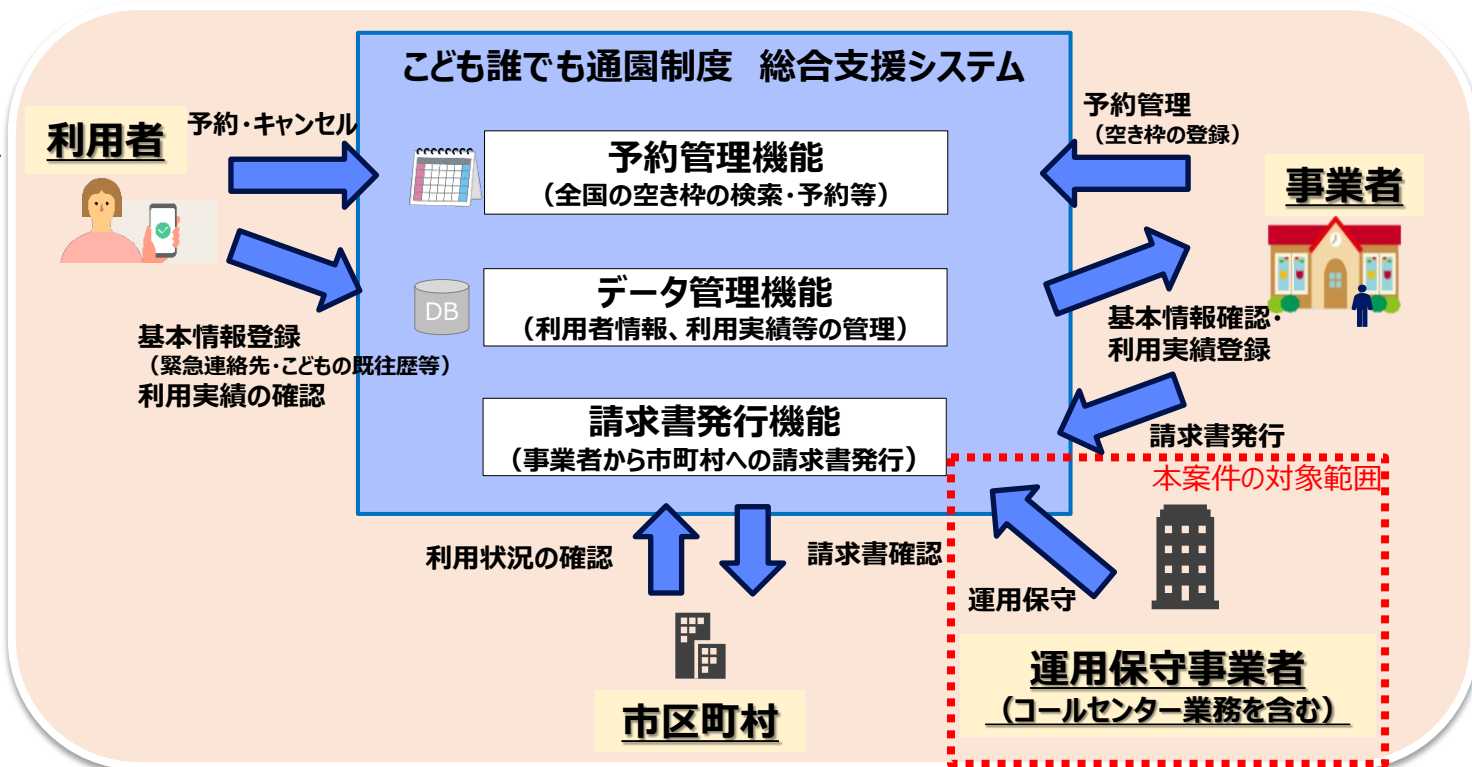
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 総合支援システムにより、
 - ・利用者は空き情報の検索や予約、
 - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
 - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるよう、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。
- また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- （1）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- （2）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（1）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- （3）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- （4）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- （5）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- （6）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- （7）都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- （8）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充】(3)について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】(1)(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり・15万円

(2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア) 1 市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1 施設当たり：1,000千円 (ウ) 1 都道府県当たり：10,000千円

※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

(4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(7) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設 1回限り対象

【補助率】(1) 国・1/2、市区町村・1/4、事業者・1/4（*）国・2/3、市区町村・1/12、事業者・1/4

(2) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(ウ)国：1/2、都道府県：1/2

※ (ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2/3、都道府県：1/3

(4) 国：1/2、市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 * 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (7) 国：1/2、都道府県：1/2 (8) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

※(1)～(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2（*）国：2/3、自治体：1/3
((1)～(2)、(5)は、特別区及び財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）：ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑧保育環境向上等事業（★）： 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
- （☆）の事業：補助制限なし

実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R7）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 (③) 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧） 1施設当たり 1,029千円 (④) ア 1施設当たり 500千円以内 イ 1施設当たり 200千円以内 ウ 1施設当たり100千円以内
(⑥) 1施設当たり 39,553千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡充】 2④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに2④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。

また、2④のウ（性被害防止対策のための事業）について、居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者も、補助対象に追加する。

令和8年度概算要求額 245億円 + 事項要求 (245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 （464億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
（1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （2）小規模保育改修費等支援事業 （3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（4）認可化移行改修費等支援事業 （5）家庭的保育改修費等支援事業 （6）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

（1）新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

（2）1事業所当たり：27,193千円	（3）1施設当たり：27,193千円	（4）1施設当たり：39,553千円
（5）保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円	保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円	
（6）1事業所当たり	①改修費等：4,527千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】（1）～（4） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （*）国：1／2、市区町村：1／2
（※）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3
（5） 国：1／2、市区町村：1／2 （※）国：2／3、市区町村：1／3
（6） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（2）、（6）に限る）

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

※資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

教育支援体制整備事業費交付金

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)
31億円
8億円

令和6年度補正予算額
17億円


文部科学省

現状・課題・事業内容

○子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まえたこどもの学びに必要な環境整備、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

子供の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援
※熱中症対策支援を増額



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3 園務平準化のための業務体制への支援

- (1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4 ICT環境整備の支援

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化等に必要なICT環境の整備に係る費用を支援
※こども性暴力防止法の施行に向けた端末購入等の支援を増額



対象校種	1	幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
	2	幼稚園、認定こども園、保育所
	3	幼稚園
	4	幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な対象経費	1	物品等の購入費等
	2	研修参加費等
	3	事務職員雇用費等
	4	端末・システム導入費等

実施主体	都道府県
------	------

補助割合	国 1 / 2 等
事業開始年度	平成27年度～